

## 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(国基準)の改正について

## 1 改正理由

平成30年4月27日付けで家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(以下「国基準」という。)の改正が行われたため、その条項に準拠している東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についても改正する。

## 2 国基準の改正内容

項目	従来 of 基準	改正後の基準	改正後の基準の適用対象となる事業種別	基準の性質
連携施設による代替保育	代替保育の提供元を幼稚園、保育所又は認定こども園(以下「教育・保育施設」という。)に限定	教育・保育施設に加え、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者からの代替保育の提供も認める。	家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業 (以下「家庭的保育事業者等」という。)	従うべき基準
食事の提供の特例(搬入施設)	園児に提供する食事については、自園調理が原則であるが、以下からの外部搬入も可 ①連携施設 ②当該家庭的保育事業者等と同一法人(関連法人)が運営する他施設	①及び②に加え、教育・保育施設から調理業務の受託実績がある給食業者等からの外部搬入も認める。	家庭的保育事業	従うべき基準

項目	従来の基準	改正後の基準	改正後の基準の適用対象となる事業種別	基準の性質
食 事 の 提 供 の 特 例 ( 経 過 措 置 )	<p>新制度施行日の前日時点で保育事業を営んでいた者が、制度施行後に家庭的保育事業等の認可を得た場合、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、以下の経過措置が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自園調理以外による食事の提供（給食業者等からの外部搬入）が可</li> <li>・ 調理設備設置をしなくとも可</li> <li>・ 調理員配置をしなくとも可</li> </ul>	経過措置期間を5年間から10年間へ延長する。	家庭的保育事業	従うべき基準